

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改定について

平成26年11月27日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、独占禁止法第8条の4（独占的状态に対する措置）の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）（以下「独占的状态ガイドライン」という。）を作成・公表し、その別表（以下「別表」という。）において所定の基準を満たす事業分野^{（注）}を明らかにしている。

これらの事業分野は、国内向け供給価額及び供給量に関する調査の結果等に応じ逐次改定してきている。このたび、平成24年の同調査の結果等に基づき、独占的状态ガイドラインの一部改定を行うこととし、平成26年9月19日に改定案を公表し、同年10月20日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところである。

（注） 独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野をいい、国内総供給価額が950億円超（法律上の基準は1000億円超）である事業分野であって、上位1事業者の事業分野占拠率が45%超（法律上の基準は50%超）又は上位2事業者の事業分野占拠率の合計が70%超（法律上の基準は75%超）のものである。

なお、別表に掲載された事業分野が、直ちに独占的状态に該当するということではない。

- 2 今回の意見募集では、2名から意見が提出された。当委員会は、この意見を十分に検討した上で、原案どおり独占的状态ガイドラインを一部改定し、本日から適用することとした。原案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方は別紙1、改定後の独占的状态ガイドラインは別紙2のとおりである。

なお、原案に寄せられた意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室において閲覧に供する。

- 3 当委員会は、今後とも、国内向け供給価額及び供給量に関する調査の結果等を踏まえ、必要に応じ、独占的状态ガイドラインを見直すこととしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

電話 03-3581-4919（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

原案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

○インクジェットカートリッジ製造業

意見の概要	考え方
<p>1 意見 インクジェットカートリッジは、別表掲載の対象として不適切であるから、本別表から削除すべきである。(事業者)</p> <p>2 理由 インクジェットカートリッジ、レーザープリンタ用トナーカートリッジ、インクリボンその他のプリンタ用の消耗品も、それぞれに互換性はないものの、「およそプリンタに装着して、印刷の用に供する」という点で、インクジェットカートリッジと機能及び効用は同種（少なくとも著しく類似している。）である。</p> <p>したがって、プリンタの構造、印字方式を超えて「およそプリンタによる印刷に供される消耗品」を同一の需要者に代替的に供給され得る「同種の商品」として捉えて一定の事業分野が画定されるべきであり、「インクジェットカートリッジ」のみを取り出して事業分野を画定することは適切ではない。</p> <p>仮に、「インクジェットカートリッジ」のみを一定の事業分野とするとしても、インクジェットプリンタには「サーマル方式」、「ピエゾ方式」などの複数の方式があり、その構造、印字方式等は各メーカーにより異なり、そこで使用されるインクジェットカートリッジの構造や形状も各社特有のものであることから、当然互換性はない。ユーザーにとって、</p>	<p>インクジェットカートリッジは、需要者からみれば、「インクジェット方式のプリンタ（以下「インクジェットプリンタ」といいます。）に装着して、印刷の用に供する」ものです。したがって、これがインクジェットカートリッジの機能であり、この機能のもたらず満足、経済的効用が需要者にとっての効用であるため、インクジェットカートリッジを一定の事業分野として画定したものです。</p> <p>インクジェットプリンタの構造、印字方式等は各メーカーにより異なり、そこで使用されるインクジェットカートリッジは各メーカー間で互換性はないとしても、インクジェットカートリッジとしての機能及び効用は同じであることから、インクジェットカートリッジが一定の事業分野となります。</p> <p>なお、過去に当委員会が個々のプリンタメーカー用のインクジェットカートリッジ市場を問題としたのは、独占禁止法第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当するかどうかの観点から検討したものです。一方、本件は同法第2条第7項に規定する独占的状態の定義規定のうち事業分</p>

意見の概要	考え方
<p>自身が所有するプリンタと異なる印字方式のインクジェットカートリッジは、何ら満足も経済的効用ももたらさないといえる。</p> <p>これらを踏まえると、異なるメーカー（方式）のプリンタ用に製造されたインクジェットカートリッジは、その機能及び効用において異なると考えるべきである。</p> <p>以上からすると、インクジェットカートリッジについては、それぞれのメーカー（方式）に対応するインクジェットカートリッジごとに別の商品として一定の事業分野を画定すべきである。</p> <p>なお、公正取引委員会がインクカートリッジに関して独占禁止法上の指摘をする場合、過去一貫して「各社用のインクカートリッジ市場」をその検討の対象市場としてきており、今回インクジェットカートリッジをそのメーカー（方式）を区別することなく同種の商品と認識し、インクジェットカートリッジ製造業を一定の事業分野とすることは過去の取扱いとも矛盾する。</p>	<p>野の該当性について「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に基づいて検討するものです。</p>

○音楽著作権管理業

意見の概要	考え方
<p>1 意見</p> <p>「音楽著作権管理業」は、別表掲載基準を満たさないため、削除すべきである。(事業者)</p> <p>2 理由</p> <p>(1)「音楽著作権管理」役務の需要者と対価</p> <p>「管理委託契約」は、管理を必要とする著作権を有する委託者が受託者(管理事業者)にその管理を委託し、これに基づいて受託者が著作権管理という役務を委託者に供給し、委託者がその対価として受託者に管理手数料を支払うことを内容とする取引(著作権者向け取引)である。他方、これとは別個の取引(利用者向け取引)として、音楽著作物を適法に利用するための許諾を必要とする利用者が管理事業者との間で締結する利用許諾契約が存在する。これは、管理事業者が利用者に利用許諾という役務を供給し、利用者がその対価として受託者に著作物使用料を支払うことを内容とする取引である。</p> <p>したがって、「著作権管理」という役務の需要者は音楽著作物の著作権者であり、その供給額は著作権者が対価として支払う管理手数料の価額をもって算定すべきである。</p>	<p>著作権等管理事業法における「管理委託契約」は、「委託者が受託者に著作権又は著作隣接権(以下『著作権等』という。)を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」又は「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいうとされています(著作権等管理事業法第2条第1項)。</p> <p>上記定義に鑑みると、音楽著作権管理業においては、著作権管理事業者が著作権者との契約に基づいて利用許諾又はその取次ぎ若しくは代理をすることによって利用者から使用料を徴収しており、当該音楽著作権管理業における国内総供給価額は、役務を受ける者(=利用者)が許諾の対価として事業者(=著作権管理事業者)に支払う額(=著作物使用料)とするのが適当と考えられます。</p> <p>そして、当委員会が行った平成24年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果によれば、著作物使用料により計算された音楽著作権管理業の国内総供給価額は950億円を超えています。</p>

意見の概要	考え方
<p>(2) 「同種の役務」とし得る範囲</p> <p>「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」によれば、「機能」とは「(役務の) 物的作用・用途」をいい、「効用」とは「(役務の) もたらす満足・経済的効用」を意味するところ、レコードの製作・頒布を業とするレコード会社に対し、録音の利用許諾(「用途」: レコードの適法な製作・頒布を可能にすること。)の代わりに演奏の利用許諾(「用途」: 演奏会や社交場における適法な演奏を可能にすること。)を供給しても、レコードビジネスにおいて音楽著作物を適法に利用することができるという「満足・経済的効用」はもたらされない。</p> <p>このような「機能及び効用」の相違及び需要者にとっての代替性の欠如を無視して、全ての支分権に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p> <p>なお、公正取引委員会は過去に独占禁止法違反事件に係る具体的な事案において、「我が国の放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」という分野を特定しており、これは、「放送等利用に係る利用許諾分野」と他の利用形態に係る利用許諾分野とが「機能及び効用」を異にし、需要者にとっての代替性を欠いていることを認めたものである。</p> <p>具体的な事案において検討する「取引分野」と独占的状态の定義規定において検討する「事業分野」とを異なるものとする合理的な根拠を見いだすことはできず、公正取引委員会の意見の一貫性からしても、全ての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p>	<p>音楽著作権管理は、著作権者からみれば、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多数の利用者からの使用料の分配を受けることを可能とするものであり、利用者からみれば、利用形態に応じ、音楽著作権に係る一の権利や複数の権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で音楽著作権を利用することを可能とするものです。このことが音楽著作権管理の機能であり、この適正な使用料で利用することが可能となることによりもたらされる満足、経済的効用が利用者にとっての効用であり、支分権によって異なるものではないと考えます。</p> <p>なお、「同種の役務」は、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」において明らかにしているとおおり、「機能及び効用」が同種である役務をいいます。したがって、同一の需要者に代替的に供給されるかどうかという点は「同種の役務」の画定に当たって問題となりません。</p> <p>過去に当委員会が「放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」を問題としたのは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当するかどうかの観点から検討したものです。一方、本件は同法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち事業分野の該当性について「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に基づいて検討するものです。</p>

独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について
(昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局)

改正	昭和53年12月13日
	昭和55年 9月17日
	昭和57年 5月26日
	昭和59年 6月22日
	昭和62年 5月 8日
平成 3年	8月 2日
平成 5年	7月23日
平成 7年	7月 1日
平成 9年	6月 1日
平成11年	7月 1日
平成13年	1月 1日
平成14年	11月 1日
平成16年	12月17日
平成17年	5月27日
平成18年	1月 4日
平成18年	9月 8日
平成20年	9月26日
平成22年	9月30日
平成24年	8月29日
平成26年	11月27日

1 用語の定義

(1) 商品の場合

ア 「同種の商品」とは、「機能及び効用」が同種である商品をいう。

機能とは、商品の物的作用、用途をいい、効用とは、商品のもたらす満足、経済的効用を意味する。「同種の商品」は、その供給に係る事業活動の「施設又は態様」において同種であるのが通常であるが、これらに差異があっても、「機能及び効用」が同種であり、同一の需要者に代替的に供給される商品は、「同種の商品」となる。製造業の場合、「同種の商品」は、おおむね、工業統計表の6桁分類に対応したものとなるが、その「機能及び効用」の異同によって、例外があり得る。

<例>

○ 「自動車用照明器具」は、「懐中電灯」、「点検灯」等とともに工業統計表6桁分類の「その他の電気照明器具」に含まれているが、これらはそれぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」がそれぞれ相違しているとみられるので、「その他の電気照明器具」ではなく、「自動車用照明器具」が「同種の商品」となる。

イ 「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給

することができる商品」とは、「同種の商品」を供給するために現に行われている事業活動の基本的形態を質的に変更することなく供給することができる商品を意味する。

施設とは、「同種の商品」を供給するため、有機的に結合、配置された物的設備の全体を指し、態様とは、「同種の商品」に係る原材料の仕入先、販売形態、販路等の事業活動の方式であり、「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様」は、この両者を総合勘案して判断される。

ウ 「一定の商品」とは、アの「同種の商品」にイの「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」を含めたものである。

両者の間には、商品自体としては必ずしも顕在的な競争関係があることを要しないが、これらの供給に係る事業活動の「施設又は態様」に着目した場合、競争関係が容易に顕在化する蓋然性があれば、両者を「一定の商品」として同一の範ちゅうに含ませることとしたものである。

例えば、一般的に、重要な点で相違のない「施設又は態様」で供給されており、その「機能及び効用」面で関連性がみられる商品間、又は同一の事業者において共通した「施設又は態様」により交替的に供給されているような商品間には、このような蓋然性があるといえる。

<例>

○ 「ビール」、「発泡酒」及び「ビール風酒類」の製造の基本的施設は共通しており、工場では「ビール」の製造設備に重要な変更を加えることなく「発泡酒」及び「ビール風酒類」が製造され、かつ、「ビール」の主要な製造業者の大部分は「発泡酒」及び「ビール風酒類」を製造していることから、これらの商品全体が「一定の商品」となる。

エ 「機能及び効用が著しく類似している他の商品」（以下「類似の商品」という。）とは、「一定の商品」には含まれないが、「一定の商品」と密接な代替関係があり、現実に両者間に直接の競争関係がみられるものをいう。

「類似の商品」は、必ずしも「一定の商品」のすべてと「機能及び効用」において著しく類似していることを要しないが、少なくとも「一定の商品」の中核である「同種の商品」に対しては、密接な代替関係が認められなければならない。したがって、「類似の商品」とみられるものは、極めて限定される。

(2) 役務の場合

「同種の役務」とは、「機能及び効用」が同種である役務をいい、通常、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）を参考として画定される。

2 市場構造要件

(1) 国内総供給価額要件

ア 商品の場合

(7) 「一定の商品」及び「類似の商品」の総出荷額の合計額から、輸出されたものの価額を減じ、輸入されたものの価額を加え、さらに、当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超える

ことを要する。

- (4) 当該商品に直接課される租税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、石油ガス税、関税等をいう。

イ 役務の場合

- (7) 「同種の役務」の国内における供給額の合計額から、当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

- (4) 供給額とは、役務の提供によって得られる対価の価額であり、運送業における運賃収入の額、不動産仲介業における仲介手数料の額等がこれに相当する。

- (5) 当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税とは、ゴルフ場利用税、入湯税等をいう。

(2) 事業分野占拠率要件

- ア 1社の事業分野占拠率が50パーセントを超えるか又は2社の事業分野占拠率の合計が75パーセントを超えることを要する。

- イ(7) 事業分野占拠率は、製造業の場合には次の算式により求められる。（数量の場合の例）

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者が出荷した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量－当該事業者が輸出した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量}}{\text{〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総出荷量－〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸出量} + \text{〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸入量}}$$

- (4) 「同種の役務」の場合の事業分野占拠率は次の算式により求められる。

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者の「同種の役務」の国内における供給量}}{\text{「同種の役務」の国内における供給量の合計}}$$

- ウ 事業分野占拠率は、原則として数量で算定され、数量で算定するのが適当でない場合に価額で算定される。

- (7) 当該商品につき、かなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が安定していると認められる場合には、価額で算定することとなる。

- (4) 「一定の商品」及び「類似の商品」それぞれについては、数量で算定するのが適当とされているが、全体についての共通の数量基準が存在しない場合においても、合理的な換算方法があると認められるときは数量によることとし、その他の場合には価額で算定する。

- (5) 「同種の役務」の場合にも、都市ガスの供給カロリー一量、供給電力量等合理的指標が得られる場合には、数量で算定することとなるが、役務の性格から数量で算定できない場合が多く、そのような場合には価額で算定する。

- (7) 事業分野占拠率を価額で算定する場合には、国内総供給価額算定の場合と異なり、当該商品に直接課される租税又は当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額は控除しない。

- (3) なお、公正取引委員会が行った国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等によれば、最近の1暦年において独占的状態の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。

別表 1

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒, ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ, きざみたばこ, パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
液晶テレビジョン受信機		液晶テレビジョン受信機製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用の記録物		ゲーム用の記録物製造業	

別表 2

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注） 1 本表は、公正取引委員会が行った平成24年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等により、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成24年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。

独占的状态ガイドライン

○ 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改 定 案	現 行
<p>独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p style="text-align: right;">昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>2 市場構造要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお、<u>公正取引委員会が行った国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等によれば、最近の1暦年において独占的状态の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。</u></p>	<p>独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p style="text-align: right;">昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>2 市場構造要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお、最近の1暦年において独占的状态の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。</p>

○ 別表から削除した事業分野

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	

○ 別表に追加した事業分野

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
液晶テレビジョン受信機		液晶テレビジョン受信機製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

○独占的状态関係

第二条（略）

⑦ この法律において「独占的状态」とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

- 一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。
- 二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。
- 三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。
 - イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。
 - ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

第八条の四 独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。